

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第四号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（令和四年三月奈良県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

（畜産業用車庫等の用途に供する畜舎等の敷地が接する道路）

第五条 都市計画区域内における畜産業用車庫等（敷地内の畜産業用車庫、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省令第六十九号）第一条第四号に掲げる施設（同号に規定する畜産経営に必要な車両の保管の目的のために使用するものに限る。）又は同令第二条第七号に掲げる施設（同号に規定する家畜排せつ物の処理又は保管のために必要な車両の保管の目的のために使用するものに限る。）の用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルを超える畜舎等をいう。以下同じ。）の用途に供する畜舎等の敷地には、次の各号のいずれかに該当する道路へ畜産業用車両（同令第六十三条第八号ホに規定する主務大臣が定める車両をいう。）が出入りする出入口を設けてはならない。

一 道路の交差点若しくは曲がり角から五メートル以内又は勾配が六分の一以上の道路

二 公園、小学校、幼稚園その他これらに類するものの出入口から十メートル以内の道路

（畜産業用車庫等の前面空地）

第六条 都市計画区域内において畜産業用車庫等の用途に供する畜舎等から道路へ出入りする場所には、前面道路の通行を見通すことができるように道路境界線から一メートル以上後退した空地又は空間を設けなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。